

令和 8 年第 3 回我孫子市議会定例会

議 案 資 料

目 次

議案第 1 号 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例に関する資料 -----	1
議案第 2 号 我孫子市行政手続条例の一部を改正する条例に関する資 料 -----	2
議案第 7 号 我孫子市都市計画審議会条例の一部を改正する条例に関 する資料 -----	4
議案第 8 号 我孫子市職員定数条例の一部を改正する条例に関する資 料 -----	6
議案第 10 号 我孫子市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関す る条例に関する資料 -----	7

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部 議案第 1 号
部を改正する条例に関する資料

1 改正内容

我孫子市一般職の職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則（案）

■防災作業手当（第 3 条関係）

災害対策本部等の指示により次の作業に従事した職員に支給する手当

内 容	1 日当たりの支給額	
	改定後	改定前
（１）水防・災害救助、罹災者対策等の業務における著しく危険な作業	1,000 円	1,000 円
（２）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（特別区を含み、本市を除く。）の区域内における応急救助の事務又は災害復旧のための作業	<u>1,440 円</u>	1,000 円

■緊急消防援助隊出動手当（第 9 条関係）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として同法第 44 条第 1 項に規定する消防の応援等の業務に従事した消防職員に支給する手当

内 容	1 日当たりの支給額	
	改定後	改定前
（１）通常の場合	<u>1,440 円</u>	1,080 円
（２）著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合	<u>2,880 円</u>	2,160 円

2 実施時期

条例の公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

我孫子市行政手続条例の一部を改正する条例に 議案第 2 号 関する資料

1 改正の趣旨

- 不利益処分（許可の取消し等）を行う場合は、その名宛人に対し、聴聞又は弁明の機会の付与を行う必要がある。
- 聴聞及び弁明の機会の付与を行うときは、その旨を書面により処分の相手方に通知する必要があるが、その者の所在が判明しない場合においては、我孫子市役所掲示場及び布佐行政サービスセンター掲示場に、必要事項を記載した書面を掲示することで、当該通知がその者に到達したとみなす、公示送達を行っている。
- この公示送達について、行政手続法が改正されたことで、国の法令に基づく処分等については、インターネットによる公表が可能となった。
- 市でも、条例等に基づく処分等について、インターネットによる公表を可能とするため、法と同様の改正を行う。

2 改正の内容

公示送達の方法について、これまでは、我孫子市役所掲示場及び布佐行政サービスセンター掲示場に掲示するのみであった。今後は、従来の掲示場への掲示に加え、不特定多数の者が閲覧することができるようインターネットにより公表する方法を追加するとともに、求められた場合には窓口でのパソコン等による画面表示も行えるよう改正する。

【公示送達の方法イメージ図】

現行	1	掲示場への掲示 ・ 我孫子市役所掲示場 ・ 布佐行政サービスセンター掲示場
----	---	---



改正案	1	規則で定める方法（条例第 15 条第 4 項） インターネットによる公表を想定。我孫子市ホームページにおいて不利益処分に係る通知内容を閲覧できるようにする。
	2	○掲示場への掲示 ・我孫子市役所掲示場 ・布佐行政サービスセンター掲示場 ----- 又は ----- ○窓口でのパソコン等による画面表示（条例第 15 条第 4 項）

3 施行予定日

条例の公布の日から施行する。

我孫子市都市計画審議会条例の一部を改正する 議案第 7 号 条例に関する資料

我孫子市都市計画審議会は、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」に、市町村の都市計画審議会の委員には市町村の議会の議員を任命するものと規定されているため、本市が設置している審議会では唯一、我孫子市議会議員を委員に選任している。

我孫子市都市計画審議会の委員の選任区分や定数は、我孫子市都市計画審議会条例で規定しており、当該審議会における「市議会議員」の委員の定数は、現行では委員総数 12 人に対し 4 人（33％）と、学識経験のある者と同数である。

我孫子市議会議員定数条例の一部改正により、我孫子市議会議員の定数が次の一般選挙から減員されることを踏まえ、当該審議会における委員構成のバランスを近隣市の都市計画審議会を参考に見直し、我孫子市議会議員のうちから任命する委員の定数を 2 人に減員するもの。

なお、見直し後の委員の定数は、我孫子市都市計画審議会委員の次の任期（始期：令和 9 年 12 月 26 日）から適用する。

我孫子市都市計画審議会の委員構成

委員の選任区分	委員の定数 ※（ ）内は構成割合	
	改正後	改正前
（１）学識経験のある者	4 人以内（40％）	4 人以内（33％）
（２）市議会議員	<u>2 人</u> 以内（20％）	<u>4 人</u> 以内（33％）
（３）関係行政機関の職員 又は千葉県の職員	2 人以内（20％）	2 人以内（17％）
（４）市民	2 人以内（20％）	2 人以内（17％）
委員総数	<u>10 人</u> 以内	<u>12 人</u> 以内

参考：近隣市の都市計画審議会の委員構成

委員の選任区分	委員の定数 ※（ ）内は構成割合		
	柏市	印西市	流山市
(1) 学識経験のある者	7人(47%)	8人(62%)	7人以内(47%)
(2) 市議会議員	3人(20%)	3人(23%)	4人以内(27%)
(3) 関係行政機関の職員 又は千葉県の職員	1人(6%)	2人(15%)	1人(6%)
(4) 市民	4人(27%)	0人(0%)	3人以内(20%)
委員総数	15人以内	13人以内	15人以内

【注】 柏市と印西市は、委員総数のみ定数を定めている。表中の選任区分ごとの委員の人数には、現任期において委嘱されている委員の人数を記載した。
流山市は、選任区分ごとに定数を定めている。

我孫子市職員定数条例の一部を改正する条例 議案第 8 号 に関する資料

1 要旨

消防体制の維持・強化のために、我孫子市消防審議会の答申を踏まえ、我孫子市職員定数条例第 2 条第 1 項第 7 号にある消防本部及び消防署の職員定数を現在の 174 人から 14 人を増員する 188 人に改めるもの。

2 増員 14 人の根拠について

(1) 定年延長への対応について

定年延長制度により、定数外であった再任用職員が減少し、定数内の定年延長職員が増加する。定数内の職員のみで消防体制を維持しなくてはならないため現在の条例定数 174 人に 9 人追加し消防体制の維持を図る。

(2) 職員の休業、休暇取得への対応について

育児休業、子育て休暇取得者が増加傾向にあるため、条例定数に 3 人分追加し取得者の勤務分を補完し、消防体制の維持を図る。

(3) 消防学校等研修への対応について

職員が入庁し、初任教育を完了した後、より専門的な知識や技術を得るための専科教育を実施していることから、その専科教育入校者の勤務分を補完するために条例定数に 2 人分追加し、消防体制の維持を図る。

3 消防審議会の概要

(1) 諮問 令和 8 年 4 月 14 日 (火)

(2) 答申 令和 8 年 7 月 16 日 (木)

(3) 審議会の開催

ア 第 1 回 令和 8 年 4 月 14 日 (火)

イ 第 2 回 令和 8 年 5 月 25 日 (月)

ウ 第 3 回 令和 8 年 6 月 23 日 (火)

(4) 審議会委員 6 人

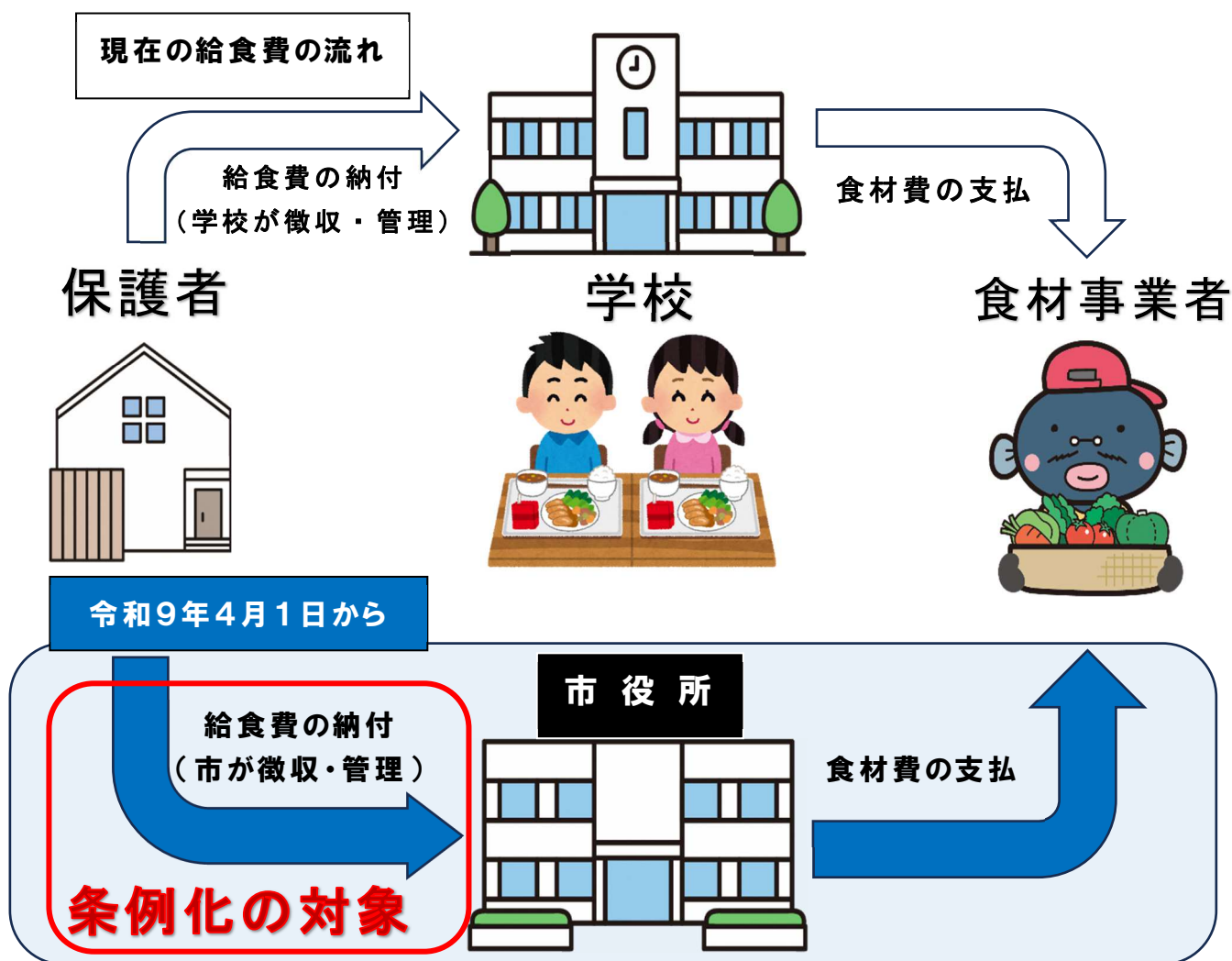
我孫子市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例に関する資料

議案第10号

1 目的

学校給食法に基づく学校給食費について、現在、学校ごとに管理しているものを、令和9年4月から市が管理する一般会計に移行することにより、教職員の業務負担を軽減するとともに、会計の透明性の向上、公平性の確保及び学校給食の安定的な実施を図る。

2 公会計化のイメージ



3 条例の主な内容

(1) 学校給食費の徴収及び納付（第4条関係）

市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収するものとし、学校給食費負担者は、納期限までに規則で定める額の学校給食費を納付する。

(2) 学校給食費の減免（第5条関係）

市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

4 我孫子市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（案）の概要

(1) 学校給食費の額

学校給食費の額は、1食当たりの給食材料費及び飲用の牛乳に要する経費（以下「牛乳代」という。）の合計額とする。

(2) 学校給食費の納期限及び納付額

ア 児童生徒の保護者及び教職員等に係る納期限及び納付額

期別	対象月	納期限	納付額
第1期	4月及び5月分	7月末日	1か月分の納付額は、 (1食当たりの給食材料費+牛乳代)×182回(年間実施回数)÷11か月(8月を除く) ※10円未満の端数は切上げ ※第1期は2か月分を徴収
第2期	6月分	8月末日	
第3期	7月分	9月末日	
第4期	9月分	10月末日	
第5期	10月分	11月末日	
第6期	11月分	12月末日	
第7期	12月分	1月末日	
第8期	1月分	2月末日	
第9期	2月及び3月分	3月末日	第9期の納付額は、 (年間納付額)－(第1期～第8期の納付額)

イ 体験入学者及び来校者に係る納期限及び納付額
申込みの都度、学校給食費を徴収

(3) 学校給食費の減免の要件

ア 中学校の生徒の保護者が子を3人以上扶養している場合であって、当該子のうち、第3子以降の子に市が設置している学校で学校給食を受けさせているとき。

イ 災害等により学校給食費負担者に学校給食費を納付する資力がな
い場合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(4) 届出による学校給食の停止等

ア 傷病、事故等により連続して学校給食を受けることができないとき。

イ 食物アレルギーその他やむを得ない理由により、継続的に学校給食の一部又は全部の提供を受けることができないとき。

(5) 学校給食費に関する特例

当分の間、小学校の児童に係る学校給食費を無料とし、中学校の生徒に係る学校給食費を一部減額する。